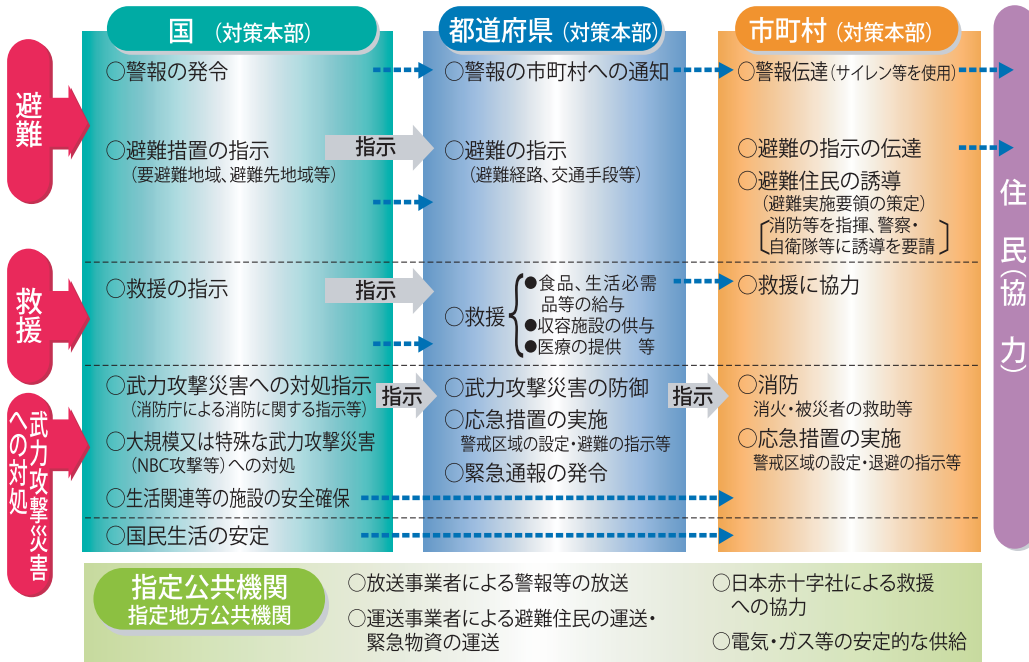


国民保護のためのしくみ



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

平成 19 年 3 月  
策定予定

# 鹿屋市国民保護計画に対する

## ご意見をお寄せください

ご意見を参考に、計画を  
まとめていく予定です



計画案の閲覧

市ホームページ、市自治防災課、情報公開室及び各総合支所地域振興課で閲覧できます。

募集期間

12月13日～平成19年1月19日

提出方法

住所、氏名を明記の上、FAX、電子メール、郵送又は、直接持参してください。様式は自由です。

【問い合わせ・提出先】

〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1  
市自治防災課  
0994-31-1124  
FAX 0994-42-2001  
E-MAIL jichi@e-kanoya.net

平成16年6月に施行された国民保護法で、地方自治体も武力攻撃事態等が起きた場合に備え、国民の保護のための措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素において備えるべき物資や訓練等に関する事項等を盛り込んだ「国民保護計画」を策定することが義務付けられました。

そこで鹿屋市でも、平成18年度中に武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態が発生した場合に備え、市民を保護し、被害を最小限に抑えるための「鹿屋市国民保護計画」を策定する予定です。

た場合に備え、市民を保護し、被害を最小限に抑えるための「鹿屋市国民保護計画」を策定する予定です。

策定作業は、学識経験者など49人で構成する鹿屋市国民保護協議会の審議を受けながら進めており、11月29日に開催された第2回目の鹿屋市国民保護協議会では、国の国民保護に関する基本指針や鹿児島県国民保護計画等に基づく警報や避難指示の伝達、救援

の実施、安否情報の収集及び提供、応急措置及び復旧手段等の内容について審議、「鹿屋市国民保護計画」の素案をとりまとめました。

そこで、この計画策定の参考とするため、素案に対する市民の皆様のご意見を募集します。自由なご意見をお寄せください。